

令和 8 年 3 月 富山市議会定例会議案

(追加提出分)

# 目 次

議案第 1 1 6 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……	1 頁
-------------	-----------------------------	-----

議案第 1 1 6 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 2 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 3 条第 1 号イ中「、」を「及び」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（

平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、」を「及び」に、「及び介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第21条中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第23条第1号中「)」の次に「の額」を加える。

第32条第1号中「)」の次に「の額」を加える。

第37条の次に次の7条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第37条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第41条、第43条の2、第43条の3及び第43条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第43条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第37条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びにその世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の合算額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第37条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る所得割基礎額に、10,000分の31を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額）

第37条の5 第37条の3の被保険者均等割額は、被保険者1人につき1,340円とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課被保険者に係る世帯別平等割額）

第37条の6 第37条の3の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 860円

(2) 特定世帯 430円

(3) 特定継続世帯 645円

（子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額）

第37条の7 第37条の3の18歳以上被保険者均等割額は、当該世帯に属する18歳以上被保険者1人につき80円とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第37条の8 第37条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第40条第1項中「若しくは第33条」を「、第33条の額若しくは第37条の3」に、「、第43条の2第1項」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第43条の2第1項」に、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第43条の2第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「額、第43条の2第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第43の3第1項各号（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第43条の5」に改め、同条第2項中「若しくは第33条」を「、第33条の額若しくは第37条の3」に改め、「第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第43条の2第3項第1号」を「額、第43条の2第4項に定める額、第43条の3第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額若しくは第43条の5」に改める。

第41条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第4項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第37条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第37条の8に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第

314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料の額に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料の額に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金

賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料の額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料の額に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料の額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料の額に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料の額に10分の2を乗じて得た額

第42条中「及び前条第1項」を「、第25条、第34条及び第37条の4並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第43条の2第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「「第3項」を「「第4項」に、「第4項において準用する第3項」を「第5項において準用する第4項」に改め、同条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「第16条」とあるのは「第37条の5」と読み替えるものとする。

第43条の2に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第37条の5」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第4項各号」と読み替えるものとする。

第43条の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第14条」とあるのは「第37条の3」と、「第21条」とあるのは「第37条の8」と読み替えるものとする。

第43条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第37条の3」と、「第21条」とあるのは「第37条の8」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第4項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

第43条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第43条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第37条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額（第41条第4項、第43条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は第43条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。